

第4編 熱海市初島漁業集落排水施設に関する業務 特記仕様書

目次

第1章 緊急清掃業務	1
第189条 （緊急清掃業務の詳細）	1
第2章 緊急修繕業務	1
第190条 （緊急修繕業務の詳細）	1
第3章 維持管理に関する業務（初島浄水管理センター）	1
第191条 （維持管理に関する業務の範囲）	1
第192条 （日常・巡視点検業務）	1
第193条 （保守点検業務）	2
第194条 （環境整備業務）	2
第195条 （水質分析業務）	3
第196条 （汚泥等管理業務）	3
第197条 （その他：見学者の対応業務）	4
第198条 （その他：設備管理台帳管理業務）	4

第1章 緊急清掃業務

第189条 （緊急清掃業務の詳細）

緊急清掃業務の詳細は、第 1 編「第2章 清掃業務」に従う。

第2章 緊急修繕業務

第190条 （緊急修繕業務の詳細）

緊急修繕業務の詳細は、第 1 編「第4章 緊急対応等業務」に従う。

第3章 維持管理に関する業務（初島浄水管理センター）

第191条 （維持管理に関する業務の範囲）

受託者は、初島浄水管理センターの構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、初島浄水管理センター等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全、延命化に努めるものとする。

2 受託者の業務範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保守管理業務
- (3) ユーティリティ調達業務
- (4) 修繕業務
- (5) 水質・汚泥等管理業務
- (6) 異常時の措置に関する業務
- (7) 苦情等への対応に関する業務

第192条 （日常・巡視点検業務）

要求水準書6.3.2に規定する日常・巡視点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

- (1) 日常・巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状

態を継続しながら計器類又は、人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること、

- (2) 点検内容については、自らの経験及び知識により定めた点検基準、点検要領に基づいて行うこと。

第193条 （保守点検業務）

要求水準書6.3.2に規定する保守点検として、初島浄水管理センターの各施設に設置された設備機器の日常、定期点検及び調整・交換、測定等の業務、法定点検の実施、初島浄水管理センターに設置された設備機器の補修及び補修塗装、これらの結果の記録及び報告書作成と提出を行うものとする。保守点検の機器・装置の詳細は、**要求水準書別紙7「3. 主要設備一覧表」**に示すとおりとし、設備、装置及び機器等の性能・機能等が保持されるよう点検するものとする。

- 2 **要求水準書別紙9「機器の点検項目」**に示す機器の点検項目を参照するとともに、設備機器の重要度、故障発生頻度及び設置環境等を考慮し、自らの経験及び知識により点検要領、点検基準を定めるものとする。
- 3 保守点検の実施は、以下のとおりとすること。
 - (1) 点検は、一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにすること。
 - (2) 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定等を行うこと。
 - (3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
 - (4) 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。
 - (5) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

第194条 （環境整備業務）

要求水準書6.3.2に規定する環境整備業務は、清掃業務、樹木等管理業務、初島浄水管理センターで発生した一般廃棄物の処分、これらの記録及び報告書作成とする。

- (1) 清掃業務、樹木等管理業務の対象範囲及び頻度等は、**予め発注者と協議の上決定すること。**
- (2) 環境整備の実施については、以下のとおりとする。
 - ① 清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。

- ② 受託者は、発注者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。
- ③ 清掃器具等の使用で発注者の備品、物品等に損傷を与えないこと。
- (3) 屋外清掃作業は、原則年4回以上行うこととし、その他は受託者が自ら定めた計画に基づいて行うこと。また、必要があれば受託者の判断により、都度行なうものとする。
 - ① 建物周辺の清掃、除草
 - ② 通路の清掃
 - ③ 花壇、植木等の手入れ、散水
 - ④ 薬剤（殺虫剤等）散布
 - ⑤ 降雪時の除雪

第195条 （水質分析業務）

要求水準書6.3.5に規定する水質分析業務として、初島浄水管理センターの管理運転上必要となる日常及び定期的な水質分析、汚泥分析、異常時における水質分析、分析結果の記録及び報告書作成を行うものとする。なお、採水場所については、別途協議して定めるものとする。

- (1) MLSS、DO 等の水質測定等は運転業務に含むものとし、水質分析としては取り扱わないものとする。
 - (2) 分析項目、分析頻度等は、**要求水準書別紙8「水質分析項目及び頻度」**に示すとおりとする。
 - (3) 分析の実施は、以下のとおりとする。
 - ① 分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法等の関係法令や下水試験方法、JIS規格等に基づいて行うこと。
 - ② 定期的な水質試験、及び汚泥試験は、定期に定めた場所より採水して行うこと。
 - ③ 水質分析に使用する薬品等については、在庫及び管理を適切に行うこと。
- 2 水質管理は常に水質を監視して、処理機能を良好に発揮させることにより、放流水質を基準値以下にするものとする。
- 水質測定、計測器の管理、採水、水質分析については、**要求水準書別紙8「水質分析項目及び頻度」**によるものとする。

第196条 （汚泥等管理業務）

要求水準書6.3.5に規定する汚泥等管理業務として、初島浄水管理センターの運転管理において発生した脱水汚泥・し渣の処分について、法令に基づき適正

に処分を行うものとする。

第197条 （その他：見学者の対応業務）

見学者への対応業務として、発注者の要請による施設見学者への案内、説明、見学者数に応じ、安全確保に要する適切な従事者の配置、見学通路の安全の確保、危険箇所の立ち入り禁止区域の表示、施錠の監理等による事故の防止を行うものとする。

第198条 （その他：設備管理台帳管理業務）

設備台帳の管理は実績に基づき、機器の故障、補修等の記録を行い、発注者の指定する設備管理台帳への登録データを整備し、発注者に提出するものとする。